

(別紙)

I 以下の事業の用に供する施設の工事のうち一般財団法人建設業振興基金が認めたもの

- 1 電気事業
- 2 ガス事業
- 3 水道事業
- 4 鉄道事業(駅、軌道を含む)、空港整備事業(空港、ヘリポートを含む)
- 5 電気通信事業
- 6 社会福祉事業
- 7 更生保護事業法に基づく法人が行う更生保護事業
- 8 教育事業
- 9 医療事業
- 10 放送事業
- 11 墓地、納骨堂又は火葬場施設に関する事業
- 12 一般、産業、その他の廃棄物施設に関する事業
- 13 土地改良に係る事業
- 14 市街地再開発、土地区画整理に係る事業
- 15 市街地緑化、公園整備、遊園地に係る事業
- 16 森林整備、林業に係る事業
- 17 港湾開発、港湾整備に係る事業

II 以下の法人等が発注者となる工事のうち一般財団法人建設業振興基金が認めたもの

- 1 上記Iの1~17の事業の用に供する施設を発注する民間発注者
- 2 国又は地方公共団体から補助金又はこれに類するものの交付を受けている法人
- 3 森林組合、農業協同組合及び漁業協同組合並びにこれらの連合会
- 4 一般財団法人郵政福祉、一般社団法人電気通信共済会

III PFI等の手法により整備される施設の工事

IV 一般財団法人建設業振興基金が個別に認める工事